

【グリーン調達ガイドライン 関連文書】



製品環境におけるSoC管理ガイドライン

 **東海理化**

2006年1月20日
株式会社 東海理化

1. はじめに

東海理化は『人と車の調和を目指し、企業活動に伴う環境負荷の低減を図ります。』という環境スローガンを持ち、環境法規制を遵守し環境に配慮した製品開発を推進することで循環型社会の現実に寄与していきます。

この目的の為、「グリーン調達」として、環境コンプライアンスを満たす環境負荷低減の活動をされている仕入先様から、安全で環境負荷の少ない材料・部品・製品を優先的に調達し使用していきます。

当社ではこのグリーン調達を進めていく為に、2004年12月に『環境負荷物質管理要領（TRES-D0110）』を制定し、仕入先様に対して有害な化学物質、材料の削減と代替品の開発をお願いして参りました。

今後は、仕入先様が自ら環境負荷物質（SoC：Substances of Environmental Concern）による問題が発生しない品質管理体制を構築いただくと共に、使用禁止物質が含まれない仕組みを整備して、適切に管理していただく為に、『製品環境における SoC 管理ガイドライン』をご提示します。

是非、この趣旨をご理解のうえ、今後のご協力を宜しくお願い致します。

2006年1月

株式会社 東海理化

2. ガイドライン

本ガイドラインは、東海理化の仕入先様における製品環境負荷物質管理体制をより強化していただくため具体的な取り組み例を指標としてまとめたものです。

東海理化が今後実施する環境負荷物質管理監査では、仕入先様における対応状況を本ガイドラインに沿って評価するものとします。

2.1 環境方針・目標

(1) 経営層による「環境方針・目標」がありその中で環境負荷物質への取り組みがうたわれており社内で共有している。また見直しをしている。

(2) 環境負荷物質に関する必要な教育をしている。

2.2 顧客要求

(1) TRES-D0110 に対応した「環境負荷物質廃止・削減計画」があり、進捗管理している。また見直しをしている。

2.3 情報伝達

(1) 使用禁止物質の含有が発覚した場合の、環境管理責任者への報告、顧客への報告手順を定めている。

2.4 取引先選定および部品選定

(1) 部品・材料メーカーと環境負荷物質に関する取り交わしをしており、その中に TRES-D0110 要求の使用禁止物質に対する記述がある。

(2) 部品・材料メーカーの選定基準があり、その中に環境負荷物質管理能力に関する記述がある。

2.5 取引先管理

(1) 部品・材料調達先に対して定期的に環境負荷物質管理に関する監査を実施している。

(2) 部品・材料調達先から使用禁止物質不使用誓約書を得ており、それを裏付けるデータを入手している。

(3) 部品・材料調達先に対し環境負荷物質に関する変化点情報の提出を義務付ける取り交わしが有り、その情報を受けた後の処理手順を定めている。

2.6 部品・材料の受入

(1) 部品・材料の受入の検定基準があり、環境負荷物質に関する検査項目を定めている。また、検査の記録は残されている。

- (2) 受入検査における是正処置の手順が定められている。
- (3) 部品・材料の受入の入在庫基準があり、ロット管理の記録がある。
- (4) 分析装置があり運用ルールを定めている。または分析を外部委託する場合の手順を定めている。
- (5) 環境対応品は使用禁止物質の分析がなされ記録が残されている。

2.7 製造

- (1) 環境対応品と非対応品を扱っている場合、現品および保管場所において識別管理している。
- (2) 使用禁止物質の混入・誤使用防止策を、定めた手順で実施している。

2.8 出荷

- (1) 環境対応品と非対応品を扱っている場合、現品および保管場所において識別管理している。
- (2) 出荷履歴が記録として保管され、材料ロットが特定できる。
- (3) 環境負荷物質に関わる出荷停止基準があり、処理手順を定めている。

2.9 水平展開

- (1) 使用禁止物質が発覚した場合に備え、原因究明と水平展開および再発防止の手順を定め実行している。

3. 監査

3.1 監査実施手順

仕入先様において、別に定めるチェックシートを使用し自己監査を実施してください。

監査結果を基に評価を実施し、是正処置を行ってください。

監査結果を仕入先様環境責任者へ報告の上、保管してください。(文書保管：3年間)

監査結果を当社が仕入先様に要求した場合、E-Mailにて送付してください。

提出先：(株)東海理化 調達部

3.2 監査実施時期

仕入先様において、監査を1回/年実施してください。

但し、問題が発生した場合は仕入先様において、すみやかに是正処置を行ってください。

尚、必要に応じ弊社が監査を実施する場合があります。

4. 付属資料

SOC 管理監査セルフチェックリスト

5. 文書管理

5.1 本書の位置付け

「東海理化グリーン調達ガイドライン」の関連文書として株式会社 東海理化が仕入先様に向けて発行する環境負荷物質管理に関する文書である。

5.2 最新版管理

この文書は改訂されることがあります。

改訂した際には告知を行います。最新版であることを確認して使用して下さい。コピーされたものを使用する場合には特に注意して下さい。

5.3 作成発行部門

株式会社 東海理化 製品環境委員会事務局（技術管理部）にて作成し、
株式会社 東海理化 調達部より発行する。

発行日	Ver.	調達部		製品環境委員会事務局		
		承認	点検	承認	点検	担当
2006.1.20	1.00	服部	浅田	加藤	水田	加藤

6. 改訂履歴

発行日	Ver.	改訂内容	担当
2006.1.20	1.00	「東海理化グリーン調達ガイドライン」の関連文書として制定した。	加藤

株式会社 東海理化

本件に関するお問合せは下記にお願いします。

調達部 調達企画室
TEL:0587-95-6972
FAX:0587-95-1917



自然と人との調和

TOKAI RIKA CO.,LTD.